

丹南青少年愛護センター設置条例施行規則

平成3年3月27日規則2号

改正 平成18年8月1日 規則第2号

改正 平成25年2月18日 規則第2号

改正 令和2年4月1日 規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹南青少年愛護センター設置条例(平成3年福井県丹南広域組合条例第2号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、丹南青少年愛護センターの管理および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営委員)

第2条 条例第6条に規定する丹南青少年愛護センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)の運営委員は、20人以内で管理者が委嘱する。

- 2 運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 補欠による運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第3条 運営協議会に会長および副会長1人をおく。

- 2 会長は、運営委員の互選によってこれを定める。
- 3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

(会議)

第4条 運営協議会は、必要に応じ会長が招集する。

(補導委員)

第5条 条例第7条に規定する丹南青少年愛護センター補導委員(以下「補導委員」という。)は、管理者が委嘱する。

- 2 補導委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 補欠による補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 補導委員の活動については、別に定める。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初の補導委員の任期については、第5条第2項にかかわらず1月とする。

附 則(平成18年規則第2号)

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第4号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。